

防犯カメラ設置費の一部を補助します

市ではこれまで地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラを設置しようとする町内会・商店街に対し、その設置費用の一部を支援してきましたが、更なる地域の防犯意識の向上と安全・安心なまちづくりの発展に寄与するため、令和5年度より対象を駐車場を有するマンションや店舗等事業所に拡大しています。

※町内会・商店街で設置を検討される方について、今までの補助制度は継続しております。
下記まで個別にお問い合わせください。

対象者

- ①分譲マンション管理組合の代表者
- ②賃貸共同住宅の所有者
- ③貸駐車場の所有者又は管理者
- ④事業経営者

※申請後5年間は追加申請不可

補助金額

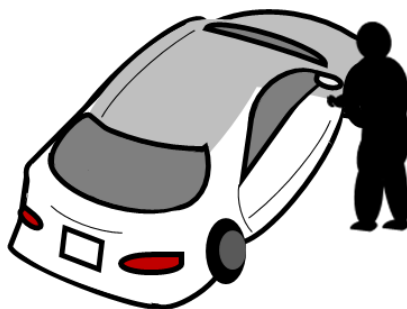
防犯カメラの設置に要する費用の5分の4

※上限16万円

※維持管理に係る費用は除く

補助対象要件

- ①以下の要件を満たす駐車場を有すること
 - ・市内に所在すること
 - ・分譲マンションもしくは賃貸共同住宅の駐車場、貸駐車場、事業経営者が管理する施設の一般来客駐車場もしくは従業員駐車場
 - ・5台以上の駐車が可能であること
 - ・交付申請の時点において既に利用に供されていること
 - ②防犯カメラの撮影範囲の概ね3分の1以上に道路等公共の場所を含めること
- ※その他の要件は裏面参照

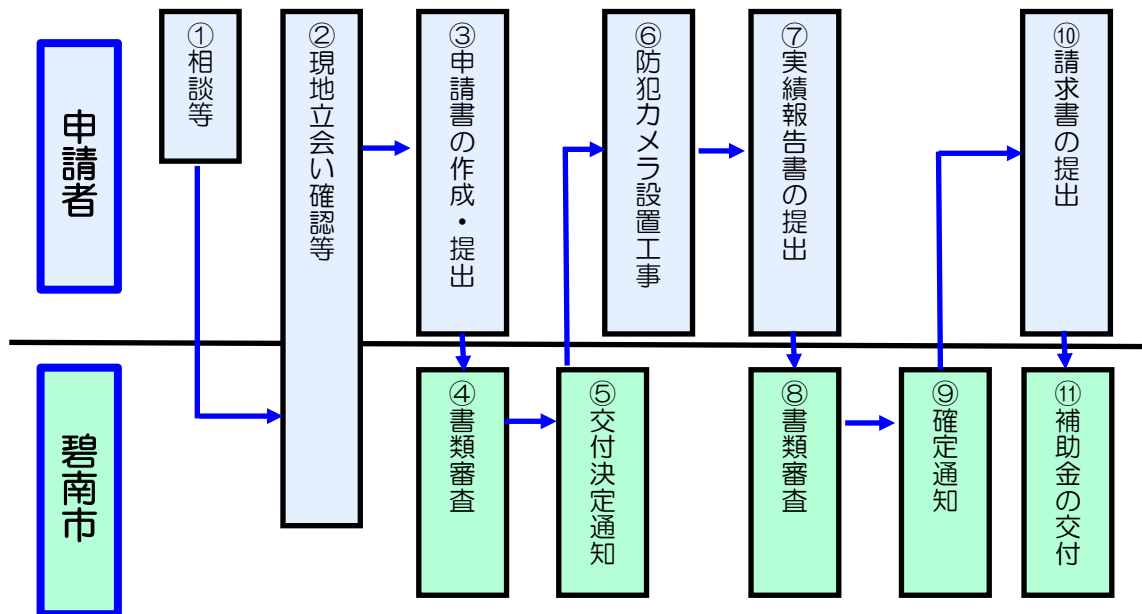


◆お問合せ◆

碧南市地域協働課交通防犯係

☎0566-95-9873

申請手続き



ア ③の申請時に必要なもの

- (ア) 補助金交付申請書
- (イ) 防犯カメラの設置に要する費用に係る見積書
- (ウ) 防犯カメラ機器のカタログ
- (エ) 防犯カメラの設置及び運用に関する要領
- (オ) 配置図（建物、道路等、防犯カメラの位置関係がわかるもの）

イ ⑦の実績報告時に必要なもの

- (ア) 補助事業等実績報告書
- (イ) 防犯カメラの購入及び設置に係る領収書の写し
- (ウ) 防犯カメラ及び表示板の現況写真
- (エ) 防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの

※ご注意ください※

- ◆ 防犯カメラの設置は必ず補助金交付決定通知を受けてから行ってください。
- ◆ 補助金の交付を受けるために、次に掲げる要件を満たすことが必要です。
 - ① 表面記載の駐車場を有していること
 - ② 防犯カメラの撮影範囲の概ね3分の1以上に公共の場所（道路等）を含めること
 - ③ ②で撮影する道路を他の防犯カメラ（本補助金利用又は市が設置）が撮影していないこと
 ※他の防犯カメラの有無については、ご相談時に回答いたします。
 ※他の防犯カメラがあるが、撮影方向が異なる場合、補助対象となる場合があります。
 - ④ 防犯カメラの設置から5年間は、その利用を継続すること
 ※途中で利用を中止したり、カメラの撮影方向を変更するなどした場合、補助金の返金を求める場合があります。
 - ⑤ 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成25年3月27日愛知県策定）に準拠し、防犯カメラの適正な設置及び運用を図ること